

記入例

正

船員保険標準賞与額累計申出書

所 長	副所長	課 長	担当者

被 保 険 者	フリガナ 氏 名	センボ タロウ 船保 太郎			
	生年月日	(昭和)・平成・令和 57 年 5 月 23 日			

船舶所有者氏名・住所 (船舶所有者整理記号・被保険者整理番号)	賞与支払年月日	標準賞与額
船保マリンサービス 株式会社 神奈川県横浜市中区赤間町1-2-2 (中せいと・123)	令和 1 年 6 月 10 日	1,500 千円
船保マリンサービス 株式会社 神奈川県横浜市中区赤間町1-2-2 (中せいと・123)	令和 1 年 12 月 10 日	2,150 千円
年金機構汽船 株式会社 東京都杉並区高井戸西3-5-24 (東Aねほへ・456)	令和 2 年 3 月 20 日	2,100 千円
累計額		5,750 千円

1. この申出により、標準賞与額の上限を超えている場合は、賞与の支払年月日を記入してください。

被保険者は、賞与の支給を受けた船舶所有者の氏名および所在地を記入してください。船舶所有者整理記号および被保険者整理番号が分かる場合は記入してください。

支給された各賞与の千円未満を切り捨てた金額を記入してください。

上記について被保険者より申出がありましたので提出します。
令和 2 年 3 月 25 日提出

船舶所有者整理記号 168 - 8505

住所 東京都杉並区高井戸西3-5-24

氏名 年金機構汽船 株式会社
代表取締役 機構 太郎

電話番号 (03) 1234 - 5678

上記について確認し、標準賞与額の累計額を申出します。
令和 2 年 3 月 21 日提出

申出人整理記号 123 - 0012

住所 東京都東京区東京1-1-1

氏名 船保 太郎

電話番号 (03) 9876 - 5432

【記入上の注意】

◎ 標準賞与額の申出欄には、4月1日～翌年3月31日に受けた賞与の決定された標準賞与額を記入してください。

船舶所有者住所等、船舶所有者情報を記入してください。

記入例

副

船員保険標準賞与額決定通知書(訂正)

被 保 険 者	フリガナ 氏 名	センボ タロウ 船保 太郎						
	生年月日	昭和・平成・令和	57	年	5	月	23	日
賞与支払年月日		令和	年	月	日	標準賞与額		千円

上記のとおり、当該被保険者に係る標準賞与額について訂正しましたので通知します。

記入は必要ありません。

令和 年 月 日

日本年金機構理事長

(注)

この決定通知書を受け取ったら、すみやかに、決定(訂正)された標準賞与額について被保険者に通知してください。

この通知書の決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に文書または口頭で、社会保険審査官(地方厚生局内)に審査請求できます。また、その決定に不服があるときは、決定書の謄本が送付された日の翌日から起算して2か月以内に社会保険審査会(厚生労働省内)に再審査請求できます。

なお、この決定の取り消しの訴えは、再審査請求の裁決を経た後でないと、提起できませんが、再審査請求があった日から2か月を経過しても裁決がないときや、決定の執行等による著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他正当な理由があるときは、裁決を経なくても提起できます。この訴えは、裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、日本年金機構を被告として提起できます。ただし、原則として、裁決の日から1年を経過すると訴えを提起できません。

船 舶 所 有 者 氏 名	〒 168 - 8505
住 所	東京都杉並区高井戸西3-5-24
氏 名	年金機構汽船 株式会社 代表取締役 機構 太郎 様
電 話 番 号	(03) 1234 - 5678

申 出 人 氏 名	〒 123 - 0012
住 所	東京都東京区東京1-1-1
氏 名	船保 太郎
電 話 番 号	(03) 9876 - 5432

船舶所有者住所等、船舶所有者情報を記入してください。